

5 地域福祉の推進

(1) 計画の目標

地域福祉の各分野に共通する施策を総合的、効果的に推進するとともに、福祉の構造改革に伴う新たな課題への的確な取り組みを行います。

そのため、地域環境の整備、住民同士の支え合い活動、ボランティア活動等への支援により、福祉の地域づくりを進めます。

新たな福祉課題については、利用者主体の福祉サービスを実施するため、サービスの選択を支える仕組み等の整備に努め、利用者の利益保護を図ります。

(2) 基本的考え方

- 地域の中で高齢者、障害者、子ども等だれもが安心して生活し、積極的に社会参加ができるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりが必要です。ユニバーサルデザインによる建物や空間の整備、道路や公園のバリアフリー化等を順次進めるとともに、「交通バリアフリー法」の主旨を踏まえ、交通事業者に地下鉄駅へのエレベーター等の設置を要望し、更に実現していきます。

しかし、バリアフリーはハード面だけでなく、人々の心の中のバリアをなくしていくという、ハード・ソフト両面からの取り組みが必要と考えます。ノーマライゼーションの理念を普及・定着させ、区民参画による福祉のまちづくりを目指します。

- 地域福祉を推進する上では、地域のつながり、支え合いや助け合いが何より大切なものとなります。そうした実践を行うボランティア活動やNPO等の市民活動との効果的な協働・支援を図っていきます。

また、こうした活動を推進する社会福祉協議会の運営を支援するとともに、社会福祉協議会による住民参加型有償ホームヘルプサービス、ファミリー・サポート・センター事業及び地域住民による小地域福祉活動の拡充に向け、区としてのバックアップを行います。

更に、学校教育、社会教育においては、高齢者や障害者等とのふれあいの場を多く作り、地域に根ざしたボランティア体験等により、人を思いやる心を大切にしたり、ともに生きる力を育む福祉教育を推進します。

- 介護保険をはじめ、福祉サービスが措置から契約による利用に制度転

換することにもない、サービスを要する人々が適切に利用できるよう、利用者の利益保護に関する仕組みが必要になります。

平成11年10月から都道府県社会福祉協議会を実施主体とする「地域福祉権利擁護事業」がスタートしましたが、平成13年10月には、区の支援の下に、文京区社会福祉協議会が権利擁護センター「あんしんサポート文京」を開設し、福祉サービスの利用支援と苦情解決を一体的に取り組んでいます。このような、区民に最も身近な区の中でこうした支援体制が整備されることは、大変望ましいものです。

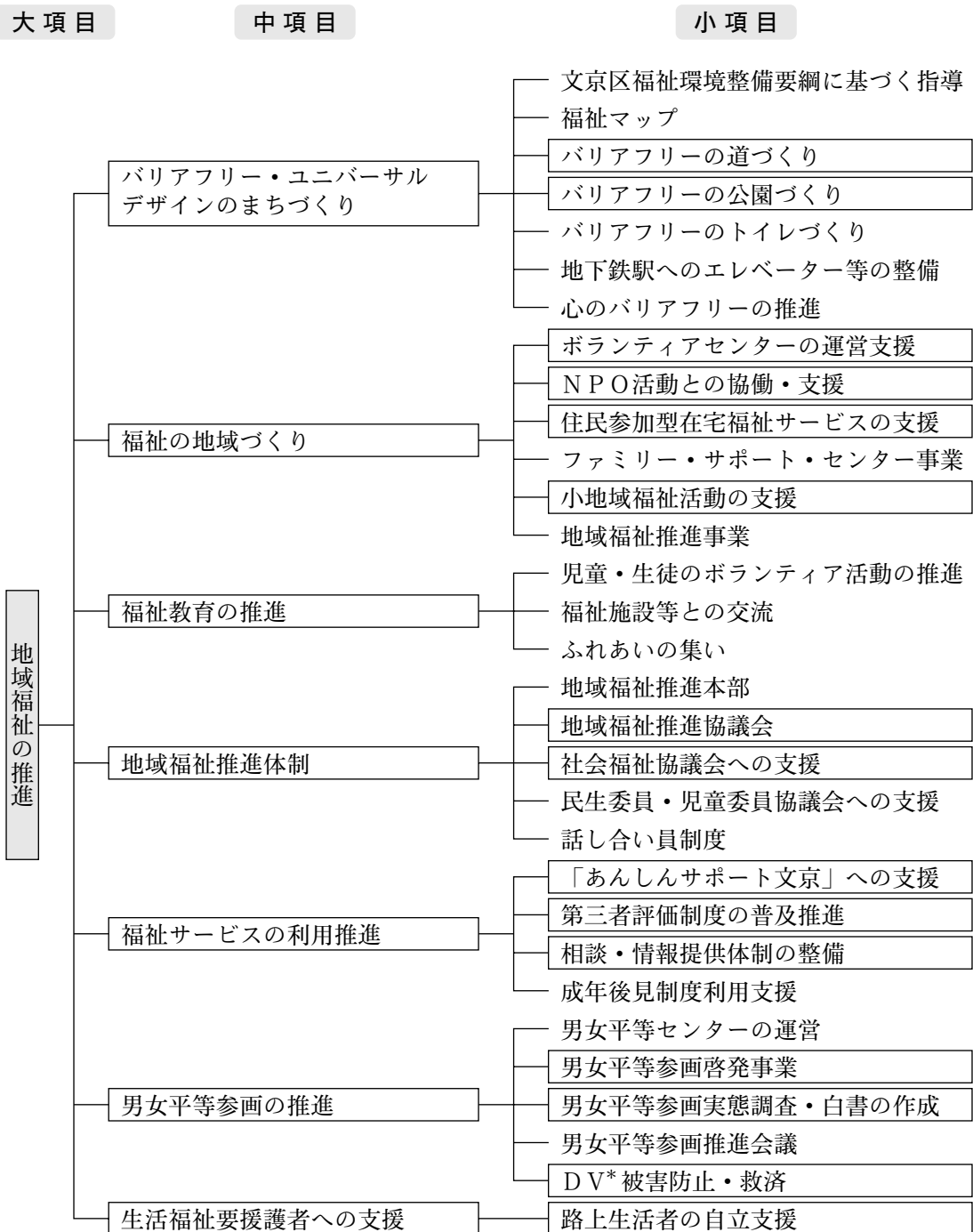
今後は更に、福祉サービスに関する情報提供や、第三者評価制度の普及推進についても、必要な取り組みを行っていくこととしています。

- また、21世紀の社会の重要課題として位置づけられた男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

本区においては、男女が平等に社会のあらゆる分野に参画して、個性と能力を發揮できるよう、「男女平等参画」を目標に掲げていますが、これは地域福祉を推進する諸活動においても極めて重要な視点と考えています。地域福祉の各分野において、男女平等参画の理念のもとに施策の展開を図っていきます。

(3) 計画の体系

地域福祉の推進



※小項目中 表示したものは、個表において計画目標を掲げています。

DV ドメスティックバイオレンスの略 夫やパートナーからの暴力を指し、身体的な暴行はもちろん、性的、心理的な圧迫なども含まれる。

(4) 計画事業

1 地域福祉の推進

地域福祉を推進するため、子育て支援、高齢者、障害者、保健の各分野に分かれた計画のすべてに関係する諸施策を、効果的、総合的に進めるための体制整備が必要になります。

ハード・ソフト両面からの幅広い福祉のまちづくり、地域の支え合いや区民の地域福祉への参画による福祉の地域づくり、利用者主体の開かれた福祉を進めるための福祉サービスの利用推進等、及び男女平等参画推進の取り組み等、幅広く地域福祉を推進する事業や環境づくりを行います。

1-1 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

すべての区民が安全に安心して地域社会に参画し、社会活動ができるよう、人に優しいまちづくりを行います。バリアフリーの考え方を一歩進めて、どんな人でも利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくりにも、心がけていきます。

また、ハード面のバリアだけでなく、人々の心のバリアを除くため、ノーマライゼーションの理念の普及に努め、心のふれあうまちづくりを進めます。

1-1-1 バリアフリーの道づくり

現況（平成13年度末）	目 標
・視覚障害者誘導用ブロックの敷設 69か所	歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの改良等を行い、誰もが安心して歩くことができる道路の整備を一層促進する。 個別のバリアフリー整備を今後も進めるとともに、路線単位の整備を更に充実させ、バリアフリーの早期実現を図る。また、放置自転車や看板等のバリアの解消に向け、地域住民への啓発活動を行う。
・階段と坂道への手すりの設置 8か所	
・歩道段差解消 44か所	
・階段休憩施設 1か所	

1-1-2 バリアフリーの公園づくり

現況（平成13年度末）	目 標
・整備済園数 15園（公園4、児童遊園11）	入り口の段差改良、車止め柵の適正配置、手摺りの設置、スロープ化、水飲み場の改修などを一層促進し、既設の公園・児童遊園・遊び場で高齢者・障害者を含むすべての人が憩える場所としていく。
・整備内容 水飲み場改良、入口改良	
入口スロープ設置	
園内段差改修等（スロープ外）	

1-2 福祉の地域づくり

地域の住民等による地域福祉を推進する様々な活動を支援し、福祉の地域づくりを進めます。ボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会のボランティアセンターの運営の拡充を図り、NPOを含め広く市民活動との協働を目指します。

また、社会福祉協議会が実施する住民自身がサービスの担い手になる活動や、住民主体で企画・運営され社会福祉協議会が費用等を助成する小地域福祉活動の拡充を支援します。

1-2-1 ボランティアセンターの運営支援

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動推進会議準備 ・小中学校への派遣指導（依頼に応じ、平成13年度は13回実施） ・ボランティア講座の実施（手話、点訳、朗読、ボランティアスクール等） 	<p>平成14年度に開催したボランティア活動推進会議の検討結果を受け、ボランティアセンターの運営体制を強化するため、ボランティアセンター運営委員会を設置する。</p> <p>福祉教育への支援として、小中学校へのボランティア派遣事業を行う。また、教員向けの講座を実施する。区民のボランティア・市民活動への参加を促進するため、シニア層や企業の社員向けの講座を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ ボランティアセンター運営委員会 24回 ◦ 小中学校へのボランティア派遣指導 100回 ◦ ボランティア講習会 40回

（実施：社会福祉協議会）

1-2-2 NPO活動との協働・支援

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等との協働のための課題整理、及びグループへの活動費助成を実施。 	<p>NPO等のネットワーク作りを支援し、NPO間の協働を促進するため、交流会の開催や、定期的な連絡会の設置を目指す。</p> <p>また、NPO等との事業の共催や情報提供・相談等の支援を行う。</p>

（実施：社会福祉協議会）

1-2-3 住民参加型在宅福祉サービスの支援

現況（平成13年度末）	目 標
・ホームヘルプサービス （登録会員） 利用会員 397人 協力会員 273人 （利用時間） 家事援助 18,219時間／年 介護援助 11,306時間／年	高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域社会の中において、充実した在宅生活を送れるよう、より一層ニーズに即したサービス提供を行っていく。 住民参加型在宅福祉サービスの推進は、サービス提供者である協力会員の確保が最も重要となることから、協力会員の増加を図る。 ・利用会員 200人増 ・協力会員 100人増

（実施：社会福祉協議会）

1-2-4 小地域福祉活動の支援

現況（平成13年度末）	目 標
・ふれあいいきいきサロン（高齢者サロン）4か所 ※事業開始 平成13年12月	孤立や閉じこもりをなくし、地域の中で安心して暮らしていけるように、高齢者に限らず、障害者や子育て世代等誰もが参加できる身近なサロン活動を支援する。この住民主体のサロン活動が区内に広く及ぶことを通じて、地域住民同士の支え合いによる新たなコミュニティの形成を目指す。 ・ふれあいいきいきサロン（高齢者サロン） 22か所 ・混合型サロン 15か所

（実施：社会福祉協議会）

1-3 福祉教育の推進

世代を超えて支え合い助け合う地域社会を作るため、児童・生徒と高齢者のふれあいなど各世代の交流や学校教育を中心に、様々な機会を通じた福祉教育を推進します。

児童・生徒の福祉施設等でのボランティア体験学習をはじめとする福祉教育等を通じて、地域福祉への関心を高めていきます。また、地域住民への障害に対する理解も高めていきます。

1-4 地域福祉推進体制

地域福祉計画を着実に推進するとともに、今後の地域福祉に関する諸課題の検討を行うため、庁内体制として地域福祉推進本部を設置し、併せて広く区民意見を求めるため、地域福祉推進協議会を引き続き運営します。

また、住民に身近な相談支援者であり、地域福祉推進の担い手である民生委員・児童委員及び話し合い員等の活動を支援します。

1-4-1 地域福祉推進協議会

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の効果的推進を図るため、平成8年度に設置。学識経験者、関係団体の代表、公募区民で構成。 平成13年度は、4回開催。 	<p>地域福祉計画の検討及び進行管理を行うとともに、地域福祉に関する諸課題や施策の実施に当り、協議、意見具申をいただく。そのため、より適切かつ効果的な委員構成及び開催内容を検討していく。</p>

1-4-2 社会福祉協議会への支援

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進の中心的担い手として位置づけられている、社会福祉協議会の諸活動に対して、財政面をはじめ運営に必要な支援を行っている。 	<p>地域での支え合いを推進するため、ボランティアだけでなくNPO等を含め、市民活動への幅広い支援、小地域福祉活動の拡充等、地域での支え合い活動を一層推進するとともに、権利擁護センター「あんしんサポート文京」の相談支援活動を充実し、利用実績を高めていく。</p>

1-5 福祉サービスの利用推進

すべての人が必要とするサービスを適切に利用できるよう、福祉サービスの利用支援の制度である「福祉サービス利用援助事業」及び成年後見制度の利用を支援するとともに、サービスの利用等にかかわる苦情への対応・解決を行います。

社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしんサポート文京」におけるこうした活動を支援するとともに、サービスの質の向上を目的とする第三者評価制度の普及推進や利用者の適切な選択を支援する相談・情報提供体制の整備を図ります。

1-5-1 「あんしんサポート文京」への支援

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 文京区社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしんサポート文京」が平成13年10月に開設。 開設後6カ月間の相談等の実績 福祉サービスに関する苦情要望 5件 福祉サービス利用援助事業・成年後見制度・財産管理サービス等相談問合せ 166件 福祉サービス利用援助事業利用 6件 財産保全管理サービス利用 1件 	<p>「あんしんサポート文京」が区民の福祉サービス利用等に伴う苦情解決と福祉サービスの利用支援を一体的に実施し、利用者の利益保護を図っていくよう、更に支援していく。</p> <p>また区と社会福祉協議会が連携し、支援の内容を充実させるとともに一層の周知を図り、活動実績を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス利用援助事業の利用件数 20件増

1-5-2 第三者評価制度の普及推進

現況（平成13年度末）	目 標
_____	<p>第三者評価について、区の役割とされる制度の普及推進を更に図っていく。</p> <p>平成14年度は特別養護老人ホーム、区立保育園、認証保育所、知的障害者通所更生施設に対し第三者評価事業を試行的に実施。</p> <p>平成15年度以降は時限的に福祉サービスの提供施設や事業者等が評価を受ける際に、費用の一部を助成するなどの支援を行い、制度の定着を図る。</p>

1-5-3 相談・情報提供体制の整備

現況（平成13年度末）	目 標
_____	<p>区民が福祉サービスを適切に選択できるようインターネットを活用した福祉サービス等の情報提供を行う。</p> <p>（財）東京都高齢者研究・福祉振興財団の「福祉情報総合ネットワーク」とリンクする方法で文京区の福祉に関する情報を容易に入手できるようにしていく。</p> <p>また、併せて区民にわかりやすい相談窓口の整備を図り、的確な相談対応を行っていく。</p>

1-6 男女平等参画の推進

男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等参画社会の実現が重要課題となっています。区でも地域社会を支え、発展させていく役割において、男女は平等であり、共に力を合わせていく必要があります。男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会の実現を目指していきます。

1-6-1 男女平等参画啓発事業

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催 1回 ・セミナーの開催 12回 ・啓発誌の発行 2回 ・区報への啓発記事の掲載 1回 	<p>男女平等参画社会の形成を目指して性別役割分業意識を払拭し、ジェンダー・フリー意識を浸透させるために、更に効果的な男女平等参画啓発事業を行う。</p> <p>なお、平成14年度から講演会、セミナー等従来の啓発事業に加えて出前型啓発事業として「それいけ！ジェンダー・フリー」事業を行い、今後も充実を図っていく。</p>

1-6-2 男女平等参画実態調査・白書の作成

現況（平成13年度末）	目 標
_____	男女平等参画社会の実現に向けた、男女の意識を把握し、男女平等参画への理解を深めるとともに、総合的で計画的な施策を区民と共に推進していくため、実態調査を行い、白書を作成する。 平成16年度実施予定。

1-6-3 DV被害防止・救済

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・講演会・講座 2回 ・区報 4回 ・DV相談 152件 ・DVによる緊急一時保護 15件 (うち宿泊費助成5件) 	DV（ドメスティックバイオレンス）による被害を防ぐため、意識啓発等の防止対策を充実させる。 また、配偶者等からの暴力を受けた被害者を救済するため、婦人相談員による相談並びに援助を強化し、自立支援を図っていく。今後更に東京都女性相談センター、警察、保護施設等との連携を強化し、緊急一時保護の充実を図り、DV被害者の支援を推進していく。

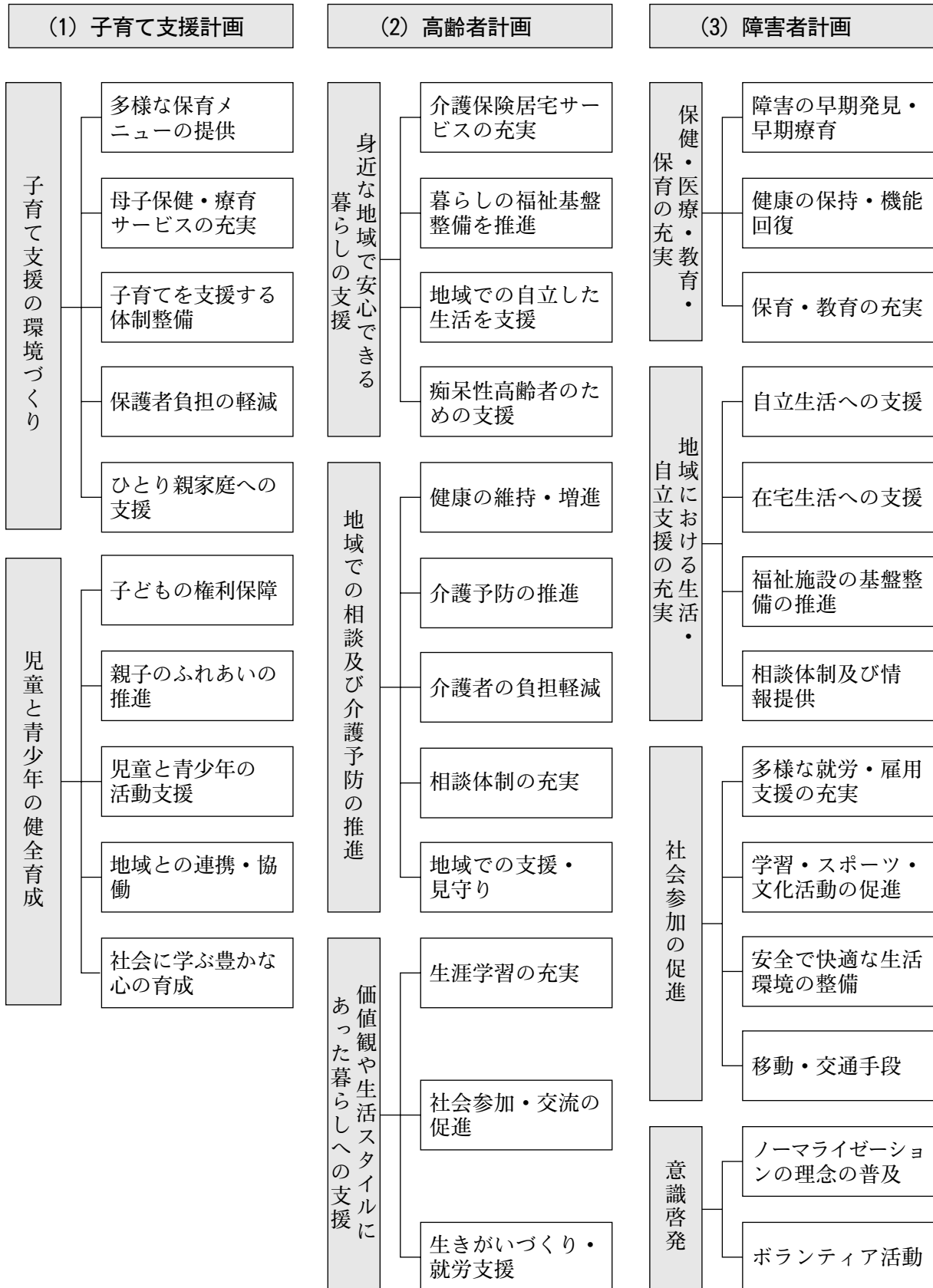
1-7 生活福祉要援護者への支援

生活上の困難を抱え、支援を必要とする人の中でも、特に路上生活者は、食事確保の困難や健康状態の悪化という問題を抱えるなど、厳しい生活環境におかれており、路上生活者の自立支援は大きな課題です。このため路上生活者に就労の機会や安定した居住の場の確保、医療等の提供を行うことにより、自立を支援していきます。

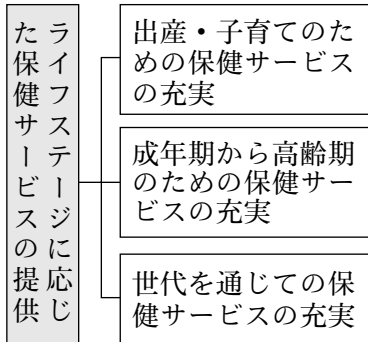
1-7-1 路上生活者の自立支援

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時保護センター 1か所（定員300人） ・自立支援センター 4か所（定員346人） 就労自立率 47% 	特別区と東京都が共同して、①一時的な保護と健康回復を図り、処遇方針を決定する緊急一時保護事業、②就労・生活等の指導を行い、自立を支援する自立支援事業及び③就労の継続、地域での自立を支援するグループホーム事業という3段階のステップにより路上生活者の自立を支援していく。今後更に就労自立率の向上を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ○緊急一時保護センター 23区内で3か所 ※平成14年度に1か所開設予定 ○自立支援センター 23区内で1か所 ○グループホーム 需要に応じ順次設置

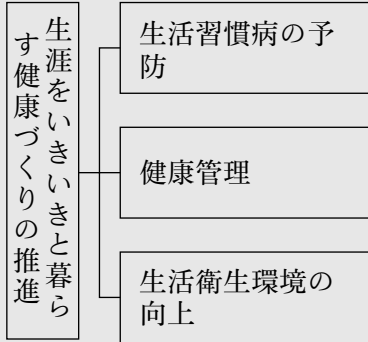
※ 体系図の一覧



(4) 保健計画



健康ぶんきょう21



(5) 地域福祉の推進

